

平成 26 年 7 月 29 日

浜田市議会議長 原 田 義 則 様

浜田市議会議員政治倫理審査会
会 長 岡 本 正 友

審査結果について（報告）

平成 26 年 6 月 2 日付けで審査要請のあった事項について、審査を行ったので、浜田市議会議員政治倫理条例第 13 条第 1 項の規定により、審査の結果を報告します。

審査結果報告書 別添のとおり

審査結果報告書

1 はじめに

浜田市議会議員政治倫理審査会は、平成26年6月2日付けで議長からの審査要請を受けて以降、6月9日から6回にわたり審査会を開き、関係者からの意見聴取等を行うとともに、審査要請のあった事項が政治倫理基準に違反するか否かについて慎重に審議を行った。

その結果、審査会としての結論を得たので、審査の経過を含めて報告する。

2 審査対象議員

森谷公昭議員

3 審査要請事項

6月2日付で牛尾博美、道下文男両議員から、次の事例について浜田市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号の規定に違反する疑いがあるとして、議長に審査請求がなされ、議長から審査要請があったもの。

(事例1) フェイスブックにおける写真の掲載

(事例2) 議会で申し合わせた事項の違反

(事例3) 市長からの申し入れ

(事例4) 議会報告会での市民の反響

4 審査会の開催経過

○ 第2回 6月9日(月) ※第1回は、昨年11月臨時会での正副会長選任時

審査要請内容や今後の事務の流れについて確認した後、条例上は非公開とされている審議の手続きについては公開すること及び議員間のみでの情報交換は可とすることを決定した。その後、審査することの適否を諮り、全会一致で審査することが適当と決定した。また、今後の審査会で、審査請求者及び執行部、審査対象議員の意見聴取を行うことを決定し、合わせて次回以降の審査日程を確認した。

○ 第3回 6月16日(月)

審査請求者から請求に至った経過や審査請求の内容について意見を聴取した。その後、審査請求理由の「事例3・市長からの申し入れ」に関して、その事実関係等について確認するため、執行部から意見を聴取した。

○ 第4回 6月24日(火)

執行部から前回の意見聴取の補足聴取を行った。その後、審査対象議員から、審査請求理由の各事例についての意見を聴取するとともに釈明を受けた。

○ 第5回 7月7日(月)

全体的な委員間の意見交換を行った。その後、前回までの意見聴取を踏まえ、事例ごとに審査を行った。また、審査会当日、審査対象議員から「審査請求に対する意見」が提出されたため、各委員に配布した。

○ 第6回 7月18日（金）

前回からこの回までの間に、議長団及び正副会長が、「市長からの申し入れ」の内容について市長から再度説明を受けたので、その報告を受けるとともに、審査を行い、議長への報告の内容についての意見集約を行った。また、審査対象議員から資料等が提出されたため、各委員に配布した。

○ 第7回 7月28日（月）

これまでに意見集約を行い取りまとめた審査結果報告書の最終確認を行い、議長に報告することについて承認を得た。

5 審査結果

審査会委員全員（12名）の総意として、審査対象議員の言動に、市民全体の奉仕者として、その品位又は名誉を損なう行為があったと判断し、政治倫理基準に違反するとの結論を得た。

なお、それぞれの事例についての審査結果は次のとおり。

○ 事例1 フェイスブックにおける写真の掲載

審査対象議員から、議員は公人であり、公人のプライバシー権より表現の自由が優先されるとの意見が出された。委員からは公人といえども肖像権（人がその容貌をみだりに撮影されない自由）があるとの意見が出された。しかし、審査会は、法律上の問題を議論する場所ではないので、プライバシー権等の法律上の議論は行わないこととし、政治倫理基準に違反するかどうかについて、それぞれの委員の意見を聞き集約した。

その結果、事前に先輩議員から注意を受けていたにも関わらず、時間外で公務外の会食風景を無断で撮影して掲載し、見たものに誤解を招く行為は、議員間の信頼を大きく損なう行為であるとともに、同じ選挙区を持つ議員をおとしめるものであるとして、採決の結果、出席議員の4分の3以上の多数決で政治倫理基準に違反しているものと決した。

○ 事例2 議会で申し合わせた事項の違反

議会におけるレコーダーでの録音は、「論点確認及び勉強の目的で議論を聞き返すために必要な場合の持込みを可とする。」としており、審査対象議員がユーチューブに全員協議会の録音の音声を載せた行為はこれに反するものであり、議会で申し合わせた事項に違反していると判断した。なお、審査対象議員からは、浜田市議会は「情報公開」や「議会の録画やライブ中継」を前向き検討しており、録音のアップを政倫審で問題とすること自体が、かえって問題との指摘があった。しかし、申し合わせた事項である以上、議員としてそれに従うべきであり、政治倫理基準に違反しているとの意見で一致した。

○ 事例3 市長からの申し入れ

執行部から、市長からの申し入れのそれぞれの項目について意見聴取を行ったが、録音テープの提供以外は具体的事例（決裁文書等詳しい事実関係が確認できるもの）

の提示がなかったため、最終判断するには難しいとの意見があり、議長団、政倫審正副会長が市長から直接具体的な事例について再説明を受け、その状況を委員に報告し以下の結論をまとめた。

執行部から提出のあった、審査対象議員と職員のやり取りの録音テープを聴取する中で、大声、暴言、職員を追い詰めるような質問方法などについては、その事実があったことを確認した。また、委員が直接遭遇した事例の報告もあり、さらに、委員それぞれが、審査対象議員が議員として好ましくないと思われる事例を見聞きしており、政治倫理基準に違反しているとの意見で一致した。

○ 事例4 議会報告会での市民の反響

議会報告会で審査請求にあるような意見が出されること自体、審査対象議員はもちろんのこと、市議会全体に対する不信感に繋がるものであり、議員一人ひとりが真摯に受け止めなければならない。

今後、このようなことが起きないように、市民の信頼に値する高い倫理感を持って、その使命を達成するよう努力することで意見が一致した。

なお、この事例は、審査対象議員の行動に端を発しているものの、あくまでも市民の皆さんからの反響であり、直接的に政治倫理基準に違反しているとはいえないとの意見で一致した。

6 審査会が必要と認める措置

政治倫理条例第15条に基づく措置については、「今後、政治倫理基準に違反するような行為を行わないよう反省を求め、厳重注意」とする。